

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回守谷市上下水道事業審議会		
開催日時		令和4年7月21日（木） 開会：14時00分 閉会：15時20分		
開催場所		上下水道事務所 2階 大会議室		
事務局（担当課）		上下水道課		
出席者	委員	高嶋委員、石塚委員、渡邊委員、野場委員、野村委員、佐々木委員、小山委員、菅野委員、川崎委員、馬原委員 (出席10名/11名)		
	事務局	松丸市長、石塚所長、奥野課長、野口課長補佐、成島係長、新井係長、石毛係長、永山係長、椎貝主任、小山主事 (計10名)		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 議事 報告事項 (1) 令和3年度事業実績について (2) 令和4年度事業計画について (3) その他 次期守谷市上下水道施設管理等包括業務委託について 5 閉会		
確定年月日		会議録署名		
令和4年8月5日		会長 渡邊 達夫		

審議経過

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 議事

報告事項（1）令和3年度事業実績について

【事務局（奥野）より説明】

○委員からの質疑等

菅野委員：「経営状況について」の資料に分担金と記載されていますが、これは新規に水道に加入する場合に発生する費用であると認識していますが、マンション開発時にはどのような扱いになりますか。

事務局（奥野）：分担金についてはマンションも同様、区分所有者ごとに発生します。一般的にはデベロッパーから入金されることがほとんどです。

菅野委員：マンションの場合は金額を幾らにしても販売価格に載せれば良いものだと思いますが、戸建との金額の差はありますか。

事務局（奥野）：分担金については、戸建とマンションにおける金額の差はありません。

佐々木委員：営業外収益の中に分担金が入っていると思いますが、分担金以外には何がありますか。

事務局（奥野）：水道事業会計における営業外収益は、分担金のほか、受取利息 67 万円、受託事業収益 558 万円。こちらは水道事業で行う管の布設替等に伴う最低限の道路路面の舗装より広い範囲で道路管理者から舗装するように求められることがございますので、それらの復旧費用を一般会計から繰り入れたものとなっています。また、他会計補助金として児童手当があります。これらが営業外収益に含まれております。さらに一番金額が大きいものとして、長期前受金戻入 1 億 5,000 万円も含まれています。

馬原委員：受水費とは具体的に何を指すのでしょうか。

事務局（奥野）：守谷市の水源は全て茨城県から購入しているため、茨城県企業局から皆様にお配りする水の購入費用になります。

馬原委員：将来的には購入費用は上がるのでしょうか。それとも下がるのでしょうか。あるいはその見通しはどうなんでしょうか。

事務局(奥野) : 現在茨城県では、広域化というものを進めており、県南地域については料金が上がるという話は出てきておりません。しかし、小さな事業体など事業運営が難しい事業体もあり、それらと経営が健全な事業体を統合して、県が一本化し事業を実施していくという話も出てきております。かなり将来の話にはなってくるかと思いますが、経営の一本化がなされるということであれば、その時に料金形態について議論されると思います。現時点では料金が上がる話は出ておりません。

報告事項(2) 令和4年度事業計画について

【事務局(奥野)より説明】

○委員からの質疑等

菅野委員 : 資料の p.40 について、国庫補助金 8,950 万円というの少ないように思えます。守谷市では人口が増加している中でこの額というのは、何か基準があつてのことかとは思いますが、申請の見込額を算出することはできませんか。

事務局(奥野) : 国庫補助金は、都市計画事業で行う下水道分野において国から配分される補助金となります。主に資料 p.40 の右のグラフに示しております建設改良工事のうち、浄化センター改築更新工事やマンホールふたの更新などの中で、補助事業として認められているものが採択されます。今年度については、浄化センターの改築更新事業の中で行う事業の一部が国庫補助金の対象事業となっております。補助率は 50% から 55% の間となっております。例えば事業費が 1 億円であれば、5,000 万円または 5,500 万円の補助金が財源として当てられます。ただし、建設改良工事で行う事業の全てで補助金が入ってくるわけではないので、整備計画に則ったものが補助対象となります。

野村委員 : 建設改良費というのは、毎年設備投資をしていかないと成り立たなくなると思いますが、水道管の布設替というのは、経年で実施しているものなのでしょうか。その場合は概ね何年程度を目途に実施しているものなのでしょうか。必ずしも何年経過したからといって全て交換するということはできないかと思いますが、参考までに平均的な年数をお聞かせ願いたい。

事務局(奥野) : 水道管ですと、法定耐用年数は 40 年となっております。しかし 40 年経過したからといって交換するというのはなかなか難しいところがございます。そのため、平成 30 年度に老朽管の更新計画を策定しております。布設替の場合には、管の材質、例えば、ダクタイル鋳鉄管であったり、

塩化ビニル管、またその継手形式やどのような土壌の中に入っているのか、地下水が高い腐食土層などではダクタイル鋳鉄は腐食環境下に侵されますので耐用年数は短くなる等を市全域で調査し、40年で交換するものもあれば80年で交換するものもあり、そういったものを定めて計画的に更新しております。大体現在の更新率は400キロメートル程度ある配水管のうち、毎年1パーセント程度更新しており、概ね3キロメートル前後となっております。これを実施しても一生終わることのないような数値ではありますが、資料の費用は、この1パーセント程度を更新するのにかかってくるため、職員数が限られた中で更新率を上げていくのは難しいという状況であります。

石塚委員：消防関連についてお聞きしたい。現在、各地で地震災害や関東の直下型地震があると言われていますが、（他市において）水道管の破裂で先日も10メートル以上も水が噴き出たということがあったかと思えます。耐震性のある管はどのくらい設置されているのでしょうか。またそういうことを把握しているのでしょうか。あと、消火栓について、増やす場合はどのようなケースになるのでしょうか。

事務局(奥野)：昨年10月に和歌山県の水管橋が大きく崩落したというニュースがあったかと思えます。こういったことも踏まえ、守谷市では昨年度から市内全域の管の点検調査を開始しております。今年度においても、水道橋の点検を業務委託する予定となっております。こういった老朽管についても耐震性のあるものないものがございます。市内の中でも耐震性のないもののうち、重要な道路に埋設されているもの、特に国道294号や避難所、病院施設に供給される管は優先順位が高くなっております。耐震性のある管については比較的最近開発されたということもあり、守谷市の場合、昭和40年頃から事業に着手しておりますので、昭和60年よりも前までのものについては、耐震性に優れているものは少ないため、そういった部分を中心的に布設替を行っております。また、消火栓は、消防法によって、ある建築物の200メートルの範囲内に消火栓があることと定められております。用途地域にもよりますが、開発時にはそういったことを消防と協議し、200メートル以内に消火栓が無ければ設置するということになっております。そのため、むやみに多く設置するものではないため、消防法の範囲内で設置しているという状況です。

石塚委員：消火栓の場合、口径が75ミリメートルのものが多いたと思いますが、火災発生時に使用すると不足することがありますが、そういったことも考慮されているのでしょうか。

事務局(奥野)：消火栓は基本的には、消防法で定めているのは口径150ミリメートル以

上というのが原則として定められております。しかし口径 150 ミリメートルに満たないところもあるため、そういったところはやむを得ず口径 75 ミリメートルを使用しております。

川崎委員：水道事業について質問したいと思います。今後、ますます老朽管や布設替工事が増えていくと思いますが、水道管の埋設深さは従来、配水管は深さ 1.2 メートルに埋設していたものを、最近では浅く埋設してコスト縮減を図るということもあるようですが、守谷市では浅層埋設についてはどのような基準で行っているのでしょうか。

事務局(奥野)：旧道路占用許可基準では、国県道では埋設深さ 1.5 メートル以上、一般市町村道では埋設深さ 1.2 メートルという、川崎委員のおっしゃるとおりの埋設物深さで設置しております。その後、道路占用許可基準の改正がございまして、これは全国一律だと思いましたが、浅層埋設も一部行っています。守谷市でも 80 センチの土被りで水道管や下水道管を埋設するケースもございます。

川崎委員：例えば歩道の場合は、口径何ミリでどうするということや車道は幅員何メートル以下の場合はどうするといった基準は決めているのでしょうか。

事務局(奥野)：道路占用許可基準にて決められております。300 ミリメートル以上の管については、従来通りであったり、国県道や都市計画道路でも従来通り 1.2 メートル以上など、道路占用許可基準の中で定められております。

川崎委員：それ以外の歩道、例えば道路幅員 6 メートル以下の市道などではどうしていますでしょうか。

事務局(奥野)：そういったところでは 800 ミリメートルの土被りで埋設することもあります。

馬原委員：水道の漏水率は分かっていますでしょうか。

事務局(奥野)：漏水率は調べておりませんが、先ほどご説明した有収率は漏水率に近いものになります。皆さんに 100%で配水できると、有収率は 100%になります。しかし、漏水や消火活動で使用する水道メーターを通らない水があると有収率が下がります。

馬原委員：100%配水しているということはないと思います。大なり小なり漏水はあると思いますが、特別調査をされたり、そういったデータはないということですね。

事務局(奥野) : 守谷市では漏水率というものは調査しておりません。

馬原委員 : もう 1 点お聞きしたい。委託費は下水道も上水道も両方入っているかと思いますが、これは毎年更新をされている費用でしょうか。

事務局(奥野) : 委託料は年度で大きく変わります。例えば、経常的に支出する委託料としては、料金徴収業務委託や施設の運転管理費などです。こちらは経常経費としてあまり変動しないですが、計画策定における新たな業務委託や工事の設計委託等も入ってまいりますので、委託費は年々変動するものということになります。

馬原委員 : そういう部分は、長期の計画の中にあるものをベースとして、展開をされてるという理解でよろしいですね。

事務局(奥野) : おっしゃるとおりです。ほとんどは長期計画に基づいて実施するものがあります。しかし、国の制度変更等により、ある計画策定によって補助事業として認められる事象等があると突発的に委託費を計上せざるを得ない場合もあります。

小山委員 : 先ほど、更新工事が全長に対して 1%程度で、ほとんど追いついていないということでしたが、下水管の老朽化に伴って、道路陥没事故は増えていきますでしょうか。

事務局(奥野) : 現状道路陥没等はほとんど発生しておりません。下水道の場合は、水道と異なり、管の耐用年数が 50 年と長くなっております。守谷市の場合は、昭和 56 年度以降に供用開始しておりますので、50 年経過している管がないためと考えられます。しかし今後は、陥没等が発生する可能性もあるため、ストックマネジメント計画というものを定め、5 年に 1 回、腐食の可能性が大きい部分、例えばマンホールポンプ部分、坂道等で圧力管で下水を押し出すため、その吐き出し口は硫化水素が巻き上がり腐食しやすい箇所等では 5 年に 1 回点検を実施しております。その他、重要路線も定期点検を実施しており、できるだけ陥没事故等を防げるよう進めております。

渡邊会長 : その他ございますか。時間も大分過ぎておりますので、他に質問がございませんようでしたら、次の項目に移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは最後にその他として、次期守谷市上下水道施設管理等包括業務委託について事務局から説明をよろしく願いいたします。

【その他】

【事務局（奥野）より説明】

○委員からの質疑等

菅野委員：委託期間が3年から10年に変更されることに伴い、委託者をどのような形で決定するのかは分かりませんが、使用者のサービス低下にならないことが大事だと思います。よく言われる話で、水道事業のメーカーで今問題になっているのがありますが、サービスの低下になってはいけないと思いますが、費用対効果も含めて検討されたのでしょうか。

事務局（奥野）：まずこちらの業務委託の業者選定には、プロポーザル方式を考えております。一般の仕様書による発注とは異なり、業務提案を受け、それらに点数をつけ、最も良い業者を決定していくということを考えております。先ほど菅野委員がおっしゃっていた、民間に任せてサービス低下に繋がらないかというお話もありましたが、一部の自治体で行っているセッション方式（民間運営）とは逆の方向です。守谷市が検討しているのは、あくまでも事業主体は行政（守谷市）です。行政の求めに応じ、手足となって動いていただくようにする契約内容です。したがって、行政とコンサルと一緒に、修繕箇所等を検討し、それを毎回行政が委託費として発注するのではなく、この業務委託の中ですべて一括して行うというものとなります。この場合、国庫補助金が入ってまいりますので、まだはっきりと積算しているわけではありませんが、今後十年間で概ね10億円程度の経費削減が考えられます。したがって、コスト面では有利になるというところで考えています。

菅野委員：プロポーザル方式もかなり難しいと思います。要するに提案をしてもらって、それでその提案内容を市がチェックし、どこがいいかということを決めていくんだと思います。しかし、様々なところから圧力がかけたりというようなことで問題となる可能性があると思います。よく聞く話ですと、提案した業者が業者間の中で、不透明なやりとりをしているという話も聞いたことがありますので、そのような疑われるべきことがないように、しっかりとやっていただきたいと思います。

馬原委員：確かに合理的かもしれませんが、基本的にプロポーザルの場合は、出してきたものに対し、技術的にしっかり検討できるかが一番重要だと思います。技術力が落ちているというようなお話をされておりましたが、それであれば、それなりの技術力を保てるような仕組みを作らなければならないと思います。業者の方は技術的に長けているため、（市職員は）かなりの技術力がないと太刀打ちができず、その提案が良いかどうか判断できなくなってしまうのではと懸念されます。もしかすると、先ほどお

っしゃってたように、民間委託をしたら、元に戻れなくなってしまうのではと懸念しています。水道事業や下水道事業のものが届くあるいはものを回収できるというシステムが成立しなくなってしまうと思います。そこに大きな費用がかかり、かえってマイナスになるかもしれない。そういう意味ではやはり慎重に検討していただきたいという気がいたします。

小 山 委 員：行政は人減らしが合理化と言われておりますが、心配なのは、皆さんがおっしゃるように、包括的業務で技術職員の仕事は何をやるんだと人事当局が考えると思います。継続的に、十年間の包括と並列して、採用計画を人事当局と協議し、技術職員の位置付けを明確にして、継続的な採用をする必要があると思います。そうでないと 10 年後に誰もチェックできる人がいなくなり、単なる数字合わせしかできなくなってしまうのではと心配しております。

事務局(奥野)：色々ご意見をいただき非常にありがたいと思っております。確かに我々が在籍している間はまだ大丈夫かと思いますが、包括業務が拡大していく中で、技術職員が水道や下水道部署から離れ、道路等の別の部署に配置されてしまうのではという懸念もございます。そういったことも含め、人事担当部署とは、今回の拡大包括業務委託導入により、技術職員を削減するのではなく、今後の改築更新事業の増加に伴う技術職員の増員要望を抑制していくという理解を求めています。例えば、技術職員は現在 8 人在籍しておりますが、今後は 10 人 12 人と増員を要望したいところを今回の業務委託を拡大することで、現状の技術職員 8 人体制を維持して欲しいと要望しております。できるだけ我々のような技術職員が削減されないよう、市長も含めて相談しながら進めていきたいと思っております。

渡 邊 会 長：それでは、以上をもちまして議事を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

5. 閉会

以上